

陳 情 文 書 表

(子ども若者はぐくみ局)

受 理 番 号	4 4 7 1	受 理 年 月 日	令 和 7 年 11 月 13 日
件 名	小規模保育事業所における3歳以上児の受入れ等		
要 旨	<p>一般社団法人七実の木 は、開園当初から小規模保育事業所を3歳で卒所する際、子供たちや保護者が転園することで受けるストレスに心を痛めてきた。2017年3月に卒所する保護者からの強い要望を受け、2017年5月、3歳以上児を受け入れる認可外の実り保育園を開園することとなった。毎年、七実の木保育園からの移行の子供たちを受け入れ、現在は6人が在籍している。</p> <p>認可外施設ではあるが、開園時間は7時半から18時半、土曜日も小規模保育事業所と同様の開園を守っている。保育体制も保育料無償化の基準を守るため努力し続けてきた。園舎は小規模保育所七実の木保育園に隣接しており、完全給食も行っている。</p> <p>開園当初から子供たちの育ちを保障し、安全を確保するための職員を配置してきたが、財政は常にひっ迫している。職員、保護者、支援者、理事会の努力でこれまで運営してきたが、認可外ゆえに収入は保育料のみの現状では、運営の継続が年々厳しくなってくる。</p> <p>現在、子育ての環境も変わり、全国の保育実践の中でも幼児の小集団の保育が見直され、一人一人の発達に寄り添える少人数保育のメリットが注目されてきている。幼児を養育するには大きな集団が必要とされてきたこれまでの常識は、幼児と言えど、小規模の中でもしっかりと育っていくことへと変わりつつある。</p> <p>小規模だから安心できる、小規模の中でゆっくり育てたいと施設型の大規模保育園への転園ではなく小規模保育を選ぶ保護者も増えた。</p> <p>昨年度も小規模保育事業所の3歳以上児の定員枠を広げていただきたく陳情を提出したが、今年度新たに児童福祉法改正により、満3歳以上限定小規模保育事業の施行が令和8年4月から始まる旨、今年4月にこども家庭庁から公布された。京都市として令和8年からの施行開始が実現できるよう願います。</p> <p>3歳以上の子供たちと保護者が、認可保育園の中で安心して幼児期も過ごせるよう小規模保育事業所七実の木保育園の3歳以上児の受入れについても、一般社団法人七実の木が積み上げてきた実績を踏まえ、引き続き、検討いただきたい。</p> <p>ついては、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小規模認可保育所七実の木保育園の3歳以上児の受入れを認めること。 2 京都市での3歳から5歳までの小規模保育事業を早急に始めること。 		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	文教はぐくみ委員会		